

中間貯蔵施設等福島現地推進本部(中間貯蔵施設等整備推進室)の役割

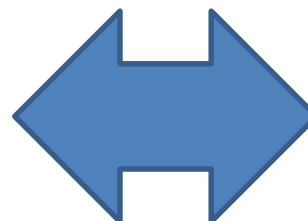
中間貯蔵施設等福島現地推進本部 中間貯蔵施設等整備推進室

○中間貯蔵施設の整備と密接に関連する各種復興施策の総合的な実施の推進

- ・中間貯蔵施設の整備等を円滑に推進するため、除染、地域の将来像・復興計画、住民の生活再建など各種施策を総合的に調整

○関係自治体等への一元的対応

- ・関係自治体等との各種協議や調整の一元的、統一的な対応を行う



地元自治体・ 住民

○地域の将来像・復興計画との整合

○住民の生活再建

※上記役割を達成するため、中間貯蔵施設等整備推進室には、関係自治体や住民に対する現地での説明などに直接関わる、本省及び現地双方の職員を配置。

中間貯蔵施設の建設等に関する福島現地の推進体制について

中間貯蔵施設等福島現地推進本部

高木復興大臣 丸川環境大臣

若松復興副大臣 井上環境副大臣 高木原子力災害現地対策本部長

中間貯蔵施設等整備推進室(本部事務局)

室長(福島復興再生総局事務局長)

復興庁・環境省参与

環境省統括官
環境省審議官
福島環境再生本部長

【復興庁】

参事官
企画官
主査
係員
福島復興局長
福島復興局次長
福島復興局参事官

【環境省】

参事官
企画官
参事官補佐
福島環境再生副本部長
福島環境再生事務所長
福島環境再生事務所首席調整官
等

【内閣府】

原子力災害現地対策副本
部長
支援T企画官

中間貯蔵施設等整備事務所

調整官

事業推進〔自治体調整、地元交渉
(用地補償を含む)、工事実施等〕

福島環境再生事務所 中間貯蔵施設等整備事務所
調査設計課長。工務課長、輸送課長、用地総括課長、用地審査課長、
用地補償第一課長、用地補償第二課長、中間貯蔵施設整備推進課長